

資格の学校
TAC W セミナー

司法書士講座
竹下合格システム
基礎・実力養成講座

～民法・不動産登記法編 第1回～
権利能力等の意義, 制限行為能力者制度①



Copyright© 2011- TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

1

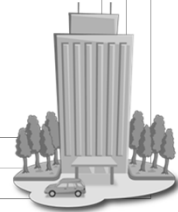
講義該当箇所
① デュープロセス民法・不動産登記法 I
② 直前チェック民法 I

① **第2部 第2章**
第1節 権利能力, 意思能力及び行為能力
第2節 制限行為能力者制度
5. 制限行為能力者制度のまとめ まで
② **第1部**
テーマ1(権利主体) チェックポイント34 まで

2

今回の講義ポイント

1. 権利能力、意思能力及び行為能力の意義を理解すること
2. 制限行為能力者制度の趣旨を理解すること
3. 各制限行為能力者の行為能力はどのように制限されるのかを理解すること



条文の構成

条

項

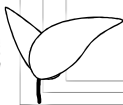


段落替わり

号



漢数字表記



条文の読み方（第13条）

項

号

第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

一 元本を領収し、又は利用すること。

二 借財又は保証をすること。

三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

四 訴訟行為をすること。

五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。

六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。

七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。

八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。

九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。

2 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であつてもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。



本文、ただし書の意義（第5条1項）

本文

ただし書

第五条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。

ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。



前段、後段の意義（第5条3項）

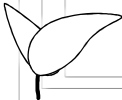
後段

る。
産を処分するときも、同様とす
的を定めないで処分を許した財
由に処分することができる。目

前段

3 第一項の規定にかかわらず、
法定代理人が目的を定めて処
分を許した財産は、その目的の
範囲内において、未成年者が自
由に処分することができる。目

資格の学校
TAC



Copyright© 2011- TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

W セミナー

7

権利能力、意思能力及び行為能力のイメージ

権利能力

- ・ 取引界に参加することができる資格・地位のこと

意思能力

- ・ 取引界のルールを理解できる能力のこと

行為能力

- ・ 単独で有効に取引をすることができる能力のこと

資格の学校
TAC

Copyright© 2011- TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

W セミナー

8

権利能力、意思能力及び行為能力

例題2-1

未成年者であるAがその所有する甲土地について、その親権者であるCの同意を得ないで買主B(行為能力者であるものとする)との間で売買契約を締結した。A・B間の契約は有効か。

